

東京都教育委員会  
教育長 浜 佳葉子 様

東京都教職員組合  
執行委員長 木下 雅英

新型コロナウイルス感染症にかかわり、引きつづき拡大防止対策が呼びかけられている中で、  
子どものいのちと学び、教職員のいのちとくらしを守ることを求める申し入れ

日頃より、東京の子どもと教育のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

さて、都内の新型コロナウイルス感染者数は、5月連休前から拡大傾向を示したものの、6月上旬にかけては減少傾向が続き、5月22日までのリバウンド防止措置は解除されました。しかし、都からは引きつづき、拡大に向けての警戒が呼びかけられています。医療体制においては、病床使用率、重症者病床使用率ともに低下し、通常の医療との両立が可能な状態になっているものの、今も死者が出ており、まだまだ警戒が必要な状況です。また、1年以上も後遺症に悩んでいる都民もおり、それがコロナ後遺症として国や都で確認が行われていないため、職場や地域で困難を強いられている方も出ています。都内の公立小中学校の若い教職員が、ワクチン接種後に、体調を崩し死亡するという、痛ましい事故も起きています。

学校現場においても、子どもや教職員の感染者数は減少しつつあり、昨年度に比べ、学習や学校行事も通常どおり実施する地区、学校が増えています。しかし、学童クラブでクラスターが発生、教室での感染へつながり、子ども・教職員の感染がひろがって、学級・学年閉鎖となるなどの事例もあり、感染対策の手を緩めることはできない状況です。感染により勤務できない教職員がいたり、4月1日からの正規教職員や産育休代替教職員が未配置であるような職場もあり、子どもたちの安全と健康、学びの保障のために、教職員の長時間過密労働は一層深刻な状況となっています。

また、夏場においては急激な気温や湿度の上昇による熱中症の危険から、熱中症予防と感染症対応を同時に行わなければなりません。文科省からは、体育や行事等において、体を動かす際には基本的にマスクを着用しなくてもよい、という対応指針が示され、地教委段階でも同様の措置をとるところが多く、学校ではマスクを外す時と付けるとき、また、外した時の子どもの行動や位置等への見取りや指導等に、これまで以上に神経を使う状況が続いています。

現状では、昨年の第5波、今年の第6波のような感染のひろがりはなく、オンライン授業が必要に迫られている状況ではないにもかかわらず、公費で子どもに1人1台端末を配付したことから、多くの地教委が、配布した端末等を活用した授業やとりくみを行うよう、学校現場へ促しています。目の前の子どもの実態からつくっていく授業実践ではなく、端末を使用することが授業の目的化しているとすれば、本末転倒です。ICT教育支援員の配置や専門的な研修が十分に行われないうちで、無理やりにすすめられるタブレット端末の使用、オンライン授業等の押しつけは、教職員の多忙化により拍車をかけています。とりわけ、年度替わりの際に、貸与している端末等の登録し直しや故障端末への対応等で、業務量が大幅に増え、十分な支援員配置もなかったことから、ICT担当教職員への大変な過重負担になっていたという報告が組合員から上がっていました。

また、オンライン授業、ICT教育は、登校できない子どもの学びを保障する上で、また学習ツールとして必要に応じて活用する上で、有効な手だてであると言えます。しかし、子どもの成長発達にとっての悪影響も同時に懸念されています。鉛筆を持たず指先一本を使っての画一的で個別的な学習による学力低下、PC画面を長時間視聴することによる健康被害、また、個人情報扱いや性的・暴力的なサイトへのアクセス、さらに、機器の機能やWi-Fi環境が低いことなどから来る機器の取扱にかかる、時間や労力等を心配する声が多く上がっています。家庭における負担増へも疑問の声が上がっています。いつ、どこで、どのように端末を活用し、どのようにオンライン授業をするかは、担任や学年、学校に任せられるべきで、活用そのものが目的化してはならないものです。また、機器やICT環境に関する整備、オンライン授業の準備や費用は、教職員や保護者が行うものではなく、専門家をきちんと配置し、公費で賄われるべきものではないでしょうか。

昨年度も都教組は、コロナ禍における申し入れ、予算要請など、さまざまな場面を通じて、都独自の少人数学級や教職員増をはじめ、子どもたちが安心して学べる教育環境を整えるとともに、それを支える教職員が安心して教育や感染症対策を徹底できるよう求め、一定の具体的改善がなされてきました。しかし、抜本的な教育条件などは拡充されないままです。

感染が多少落ち着いている中でも感染症防止対策をすすめ、熱中症や後遺症などへの注意も払いながら、子どものいのちと学び、教職員のいのちとくらしを守るための施策をすすめるよう、下記の事項について、その実現を強く求めます。

## 記

1. 都独自の予算で、すべての小・中学校で、少なくとも小学校4年、中学校2年だけでも、35人以下の少人数学級編制を可能にすること。また、コロナ感染に備え、休んだり、時差勤務をとりやすくしたりするために、必要な地区、学校での時間講師の任用増を可能とすること。また、正規教員の未配置、臨時的任用教職員の未配置を解消すべく、年度途中でも特別に新規教員を採用するとともに、臨時的任用教職員の募集と地教委への紹介を強め、7月に廃止される、教員免許更新制における免許失効者について、前倒しで免許を与えて臨時的教職員として働けるよう、特別の配慮を行うこと
2. オンライン授業やICT教育については、地域の感染状況や子どもの実態に応じて、実施の可否、活用方法、活用する内容も含め、学校でよく議論してすすめるとともに、プライバシーや個人情報の扱い、使用時間等、子どもや教職員の人權や健康には十分配慮しながら、むやみに学校に押しつけることのないよう、区市町村教育委員会に周知すること。また学校や家庭における環境整備の差が大きいため、都教委として、区市町村教育委員会や学校、家庭からの要望に応える財政的な支援を行うこと。また、都教委の責任で、ICT教育の機器の整備や環境整備に必要なICT支援員を学校に常駐させること。少なくとも、必要に応じて業務ができるよう、支援員の配置について区市町村教育委員会への財政支援を強めること
3. 子どもたちの不安や、過度なストレス、ワクチン接種や後遺症などからくる様々な症状に応えるため、スクールカウンセラーを増員し、各学校の常駐とすること。また、感染症対策のための負担が増大し続けている養護教員については、臨時的任用として養護教員を確保して複数配置とすること。また、資格のある看護師を配置できるよう、区市町村教育委員会への財政支援も含めて行うこと。また栄養教諭・栄養職員については、非正規職員も含め、都の責任で早急に1校1名を配置できるようにすること
4. 地区独自の学力テストや「教育改革」、「〇〇教育」、指定校研究などに関連した業務、さらに各種調査・報告書や研修・会議等も削減し、教職員の勤務時間を縮減するよう、都教委として尽力するとともに、区市町村教育委員会に周知すること
5. 公立学校の子どもや教職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合や移動教室、修学旅行等の前には、専門機関による当該のすべての子どもと教職員のPCR検査を行うよう、都として区市町村教育委員会を支援すること。また、コロナ感染後の多様な後遺症やワクチン接種後の体調不良が出ていることから、管理職を中心に、感染後やワクチン接種後の教職員の体調に留意し、不調の訴えには事故欠勤を中心に、体調が戻るまで休養をとらせる等、適切な対応を行うよう、区市町村教育委員会を通じて周知すること。また、4回目のワクチン接種を希望する教職員が優先的に接種できるよう、都教委として配慮を行うとともに、感染した教職員の扱いやワクチン接種調査においては、教職員のプライバシー保護を徹底するよう、区市町村教育委員会を通して校長に周知すること
6. 養護教員を中心とした教職員に、安易にPCR検査や抗原検査をさせないよう、区市町村教育委員会に周知すること。また、教職員に対して非常災害時の業務として、やむを得ずPCR検査や抗原検査を担わせる場合には、防護服を身につけるなど、徹底した感染症防止対策をとるとともに、持病があるなどの重症化する恐れのある教職員を除くこと。また、感染者が発生した日に限る、夜間11時までの業務、土日丸1日の業務などの要件をはずし、特殊勤務手当支給の対象とすること
7. 子どもと教職員の感染リスクを低減するために、子どもと教職員に配布する不織布のマスクや除菌シート、ゴム手袋、また、教室や会議室に設置するアクリル板、玄関等に設置するサーモグラフィー装置、空気清浄機などの購入のために、とりわけ、多摩島しょ等、財政的に厳しい地区を中心に、引きつづき都として、区市町村に対する財政支援を行うよう、関係当局に要望すること
8. 通勤時の感染症リスクを減らすために、新型コロナウイルス感染症対策の臨時的な措置として、自動車による通勤を認めること。その場合には、交通用具使用者用の手当を支給すること。また、年度当初の通勤方法を変更して、自転車や徒歩にするなど、臨時的な変更を認めること